

別表Ⅰ 施設ごとの立入予定回数

実施機関	立入予定回数	対象施設		
		調理施設	処理・製造・加工施設	流通・販売施設
保健所課	月1回以上			○中央卸売市場
	1回/年	○飲食店営業 （大量調理施設：1回300食以上または1日750食以上） ○集団給食施設（学校給食センター） ○前年度行政処分を受けた施設	○食品製造業 （成分規格のある次の食品を主として製造する施設） 乳類、魚肉練り製品、アイスクリーム類 清涼飲料水、あん類、密封包装食品 食肉製品、添加物、氷雪、冷凍食品 ○野生鳥獣取扱施設 ○前年度行政処分を受けた施設	○大規模スーパーマーケット、百貨店 ○前年度行政処分を受けた施設
	1回/2年	○飲食店営業 （仕出し・弁当調製施設、大規模な宴会場を有する施設、ホテル・旅館等）	○食品製造業 （上記以外で食品を製造する営業許可施設） ※自動車及び露店営業を除く	○学校給食への納入業者
	1回/3年	○集団給食施設 （病院、学校、社会福祉施設等） ※自主点検票の確認を含む		○食肉販売業（包装食肉を除く） ○魚介類販売業（包装鮮魚介類を除く）
	状況に応じ随時	上記以外の飲食店営業、食品製造業、営業届出対象施設及び民間認証施設		
食肉衛生検査所	常時		○と畜場	
	1回/年		○認定小規模食鳥処理場	